

# 長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル（7月31日修正）

令和2年7月31日

新型コロナウイルス感染症対策室

## 1 主旨

県として独自に定めた発生段階の区分（感染警戒レベル）により、県内の感染状況を圏域ごとに正確に見定め、感染拡大の兆しが見られれば対策の強化を行っていく。

## 2 圏域の感染警戒レベルについて

### 【考え方】

- 原則として、広域圏（保健所管轄）単位で、県が、必要に応じて新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取しつつ、圏域内の感染状況を総合的に勘案し、各段階の判断を行う。
- なお、他都道府県で感染の拡大が生じ、そのために本県が緊急事態宣言の対象区域となった場合は、その趣旨を踏まえて、圏域の感染警戒レベルにとらわれない対策を行う場合がある。

### 【圏域の感染警戒レベルの引き上げ基準】

#### 域内発生早期 【Level 1】

感染者数に関わらず、感染経路が特定（推定）できている状態  
（県外での感染の可能性が高い事例、又は県内において感染し感染経路が特定（推定）できている事例のみの場合）

#### 域内感染発生期 【Level 2】

- ① 感染経路が不明の事例が発生
  - ② 濃厚接触者が特定できない事例が発生
  - ③ 単発的なクラスターの発生
- ※ただし、①、②及び③に該当する事例（以下「対象事例」という。）の発生が確定した場合であっても、後述のとおり更なる感染拡大のおそれがないと判断される場合は、レベルの引き上げを行わない。

#### 域内まん延期 【Level 3】

- ① Level 2の①又は②に該当する事例が多数発生（概ね3件以上。ただし、①と②の要件を同時に満たす等リスクが極めて高い事例の場合は、2件とする）
- ② クラスターが複数発生

### ○ 圏域の感染警戒レベル引き上げの運用について（Level 1からLevel 2への引き上げ）

- (1) 対象事例に該当するおそれのある事例が発生した場合においては、1週間を限度として感染経路又は濃厚接触者の特定のための調査の状況を確認することとする。ただし、この期間内に同じ圏域内でさらに対象事例に該当するおそれのある事例が発生した場合は、その時点で直ちにレベルの引き上げを行う。
- (2) 調査が終了し、対象事例であることが確定した場合は原則としてレベルの引き上げを行うが、上記の調査の状況を確認する期間内に同一圏域内で感染事例が発生しなかったとき、及び感染事例は発生したが感染経路及び濃厚接触者が全て特定され、更なる感染拡大のおそれがないと判断されるときは、レベルの引き上げを行わない。

### 3 全県又は複数圏域のレベルについて

#### 【考え方】

- 全県的な感染の状況を正確に把握し、感染拡大の兆しが現れた場合、迅速な対策を講ずるため、直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数のほか、感染経路不明者の割合、入院者／受入可能病床数の割合、圏域ごとのLevel 2又はLevel 3の圏域数等の指標を重要指標として常にモニタリングする。
- 感染拡大は指数関数的に進行する場合もあるため、本県の第1波が始まった4月上旬の値を基に【Level 2の基準値】を設定する。
- また、【Level 3の基準値】は、本県の第1波のピーク値を基に、全国的に感染拡大の速度が増した4月上旬に当初緊急事態宣言が発令された7都府県の数値も踏まえて設定する。
- 引上げに当たっては、その他のモニタリング指標の状況も踏まえた上で総合的に検討することとし、県専門家懇談会に諮って決定する。なお、各圏域の状況等からすべての圏域の引上げが必要でないと考えられる場合は、一部の複数圏域の引上げとする。

#### 【全県又は複数圏域のレベルの引き上げ基準】

レベルの基準となる指標	Level 2の基準値	Level 3の基準値	参 考		
			本県 (4月上旬)	本県 (ピーク値)	7都府県 (4/1～7)
直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数(人)	0.4人※	1.2人	0.5 (4月第1週, 2週平均)	1.178 (4/1～14)	MAX:5.007 (東京都) MIN:1.454 (兵庫県)

※ その前の1週間から増加している場合など引き続き増加が予想される場合とする。単発的なクラスターにより基準を超えたが抑え込みが可能な場合など引き続き増加のおそれが少ない場合は除く。

モニタリングしていく指標	注視すべき値	参 考		
		本県 (4月上旬)	本県 (ピーク値)	7都府県 (4/1～7)
直近1週間の感染経路不明者の割合(%)	2週連続で上昇傾向にあるか注視	0 % (3/30～4/5)	25 % (3/23～29, 4/27～5/3)	ほぼ半数以上
入院者／受入可能病床数の割合(%)	〃	11 % (25/227床) (4/10)	17 % (51/300床) (4/24)	MAX:120 % (大阪府) MIN:33 % (神奈川県)
圏域ごとのLevel 2 or 3の圏域数	3圏域以上になっていないか注視 (圏域ごとの人口比率も考慮する)	2 (4/13～22)	3 (4/23～27)	—

#### 4 感染警戒レベルの引き下げについて

感染警戒レベルの引き上げに係る事例における最終の感染者が発生してから 14 日間、その事例に係る新たな感染者が発生していない場合は感染警戒レベルを引き下げる。また、全県又は複数圏域のレベルを引き上げた場合においては、基本的に 14 日間はそのレベルを維持することとし、その時点で基準を満たさなくなった場合はレベルを引き下げる。

#### 5 感染警戒レベルに応じた対応策の概ねの目安

【Level 1 における対応】：「新しい生活様式」の定着の促進

【Level 2 における対応】：市町村と連携して「注意報」を発令し、住民に感染リスクが高まっていることを認識していただき、より慎重な行動を要請

【Level 3 における対応】：市町村と連携して「警報」を発令し、状況に応じて、クラスターが発生しやすい場所への訪問の自粛等の要請を検討

(なお、外出自粛、施設の使用停止（休業）等の要請等については、国から今後示される予定の高齢者の感染者数や空き病床数を指標とした判断基準に基づく対策も参照して検討する。)